

令和元年冬の交通事故防止運動を実施します

新潟県では、12月11日（水）から12月20日（金）までの10日間、①横断歩行者の保護、②飲酒運転の根絶、③冬道の安全走行の3点を重点に、下記のとおり冬の交通事故防止運動を実施します。

交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止を図りましょう。

記

冬の交通事故防止運動

1 実施期間

令和元年12月11日(水)から12月20日(金)

2 目的

この運動は、年末が近づくと、人や車の動きが慌ただしくなるとともに、冬型の気候や飲酒機会の増加等により、交通事故の多発が懸念されることから、県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止を図ることを目的とします。

3 スローガン

『 ゆずり合う 心あったか 冬の道 』

4 運動の重点

- ①横断歩行者の保護
- ②飲酒運転の根絶
- ③冬道の安全走行

(新潟県ホームページ)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/1353880857315.html>

- ※ 一般財団法人新潟県自動車標板協会は、新潟県交通安全対策連絡協議会の会員として、交通安全の普及啓発などに協力しています。
- ※ 新潟県交通安全対策連絡協議会は、新潟県知事を会長として、県民総ぐるみの交通安全に関する活動に取り組んでいる団体です。